

令和 8 年

第 3 回赤穂市教育委員会提出議案参考資料
(その 2)

赤穂市教育委員会

令和 8 年第 3 回赤穂市教育委員会提出議案参考資料
(その 2)

- 資料 1 担当参事、担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める
規程新旧対照表

担当参事、担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程の一部を改正する規程新旧対照表

下線は改正部分を示す。

現 行 規 程	改 正 規 程												
<p>担当参事、担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、赤穂市教育委員会事務局処務規則（昭和56年赤穂市教育委員会規則第6号）第4条第7項及び教育機関等の組織に関する規則（昭和56年赤穂市教育委員会規則第7号）第2条第5項の規定に基づき、<u>担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定めることを目的とする。</u></p> <p><u>(分掌事務)</u></p> <p>第2条 担当参事、担当課長及び担当係長は、次の表に掲げる分掌事務及び教育次長又は課長が指示する事務を所掌する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>事務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担当参事</td> <td>学校給食センターに係る分掌事務</td> </tr> <tr> <td>担当課長</td> <td>学校給食センターの建築工事に係る分掌事務 文化とみどり財団に係る分掌事務</td> </tr> <tr> <td>担当係長</td> <td>市史編さんに係る分掌事務 小学校教育に係る分掌事務 中学校教育に係る分掌事務 人権教育に係る分掌事務</td> </tr> </tbody> </table>	職	事務の内容	担当参事	学校給食センターに係る分掌事務	担当課長	学校給食センターの建築工事に係る分掌事務 文化とみどり財団に係る分掌事務	担当係長	市史編さんに係る分掌事務 小学校教育に係る分掌事務 中学校教育に係る分掌事務 人権教育に係る分掌事務	<p>担当係長の分掌事務及び職能を定める規程</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、赤穂市教育委員会事務局処務規則（昭和56年赤穂市教育委員会規則第6号）第4条第7項及び教育機関等の組織に関する規則（昭和56年赤穂市教育委員会規則第7号）第2条第5項の規定に基づき、<u>担当係長の分掌事務及び職能を定めることを目的とする。</u></p> <p><u>(分掌事務及び職務)</u></p> <p>第2条 担当係長は、当該職務の長の指揮のもとに次の表に掲げる分掌事務を掌理し、当該事務に係る職員を指揮監督する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>事務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担当係長</td> <td>小学校教育に係る分掌事務 中学校教育に係る分掌事務 人権教育に係る分掌事務 青少年育成に係る分掌事務 文化とみどり財団に係る分掌事務 市史編さんに係る分掌事務</td> </tr> </tbody> </table>	職	事務の内容	担当係長	小学校教育に係る分掌事務 中学校教育に係る分掌事務 人権教育に係る分掌事務 青少年育成に係る分掌事務 文化とみどり財団に係る分掌事務 市史編さんに係る分掌事務
職	事務の内容												
担当参事	学校給食センターに係る分掌事務												
担当課長	学校給食センターの建築工事に係る分掌事務 文化とみどり財団に係る分掌事務												
担当係長	市史編さんに係る分掌事務 小学校教育に係る分掌事務 中学校教育に係る分掌事務 人権教育に係る分掌事務												
職	事務の内容												
担当係長	小学校教育に係る分掌事務 中学校教育に係る分掌事務 人権教育に係る分掌事務 青少年育成に係る分掌事務 文化とみどり財団に係る分掌事務 市史編さんに係る分掌事務												
<p>(職能)</p> <p>第3条 担当参事、担当課長及び担当係長の職能は、赤穂市事務執行規則（昭和49年赤穂市規則第25号）を準用する。</p>	<p>(職能)</p> <p>第3条 <u>担当係長の職能は、赤穂市事務執行規則（昭和49年赤穂市規則第25号）を準用する。</u></p>												